

三田市総合教育会議

【設置根拠】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4

【構成】 市長、教育委員会（教育長、委員）

【役割】 ①教育大綱の策定に関する協議

②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等についての協議

【事務局】 地域戦略室政策課

（仮称）三田市教育改革会議（案）

【設置目的】 三田市立学校及び幼稚園の再編について、庁内横断的な組織を設置し、迅速かつ適確に対応する。

【構成】 市長、副市長、教育長、経営管理部長、健康福祉部長、学校教育部長

【役割】 ①三田市立学校再編計画の推進に係る総合調整

②三田市立幼稚園再編計画の推進に係る総合調整

③その他、再編に関し三田市総合教育会議が指示する事項

【事務局】 政策課、交通まちづくり課、財政課、公共施設マネジメント推進課、こども支援課、教育総務課、学校教育課

再編計画の提示

協議、意見の提出

（仮称）三田市立学校再編地域協議会（案）

【設置目的】 市が提案する三田市立学校再編計画について、地域としての意見をとりまとめる。

【構成】 ①小学校の保護者を代表する者 各小学校区から 2 名以内

②中学校の保護者を代表する者 各中学校区から 2 名以内
（再編対象校が中学校の場合に限る。）

③区・自治会等地域を代表する者 各小学校区から 2 名以内

④再編対象校の学校長 各 1 名

⑤市職員 若干名

【役割】 ①再編の是非に関する意見のとりまとめ

②再編の時期に関する意見のとりまとめ

③通学手段等、再編に関する課題のとりまとめ

④その他、再編に関する事項

【任期】 上記役割を終えたとき（協議期間は原則 2 年）

【事務局】 政策課、教育総務課